農地・水・環境保全向上対策 活動組織の取り組みの評価(案)



活動組織の取り組みの成果編

福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会

活動組織の取り組みの成果編目次

- I 評価の視点
- Ⅱ 生産資源の保全管理
- Ⅲ 農村環境向上
- Ⅳ 集落機能活性化
- V 環境保全型農業の推進
- VI 総合的な取り組みの成果
- Ⅷ 事業運営の検証

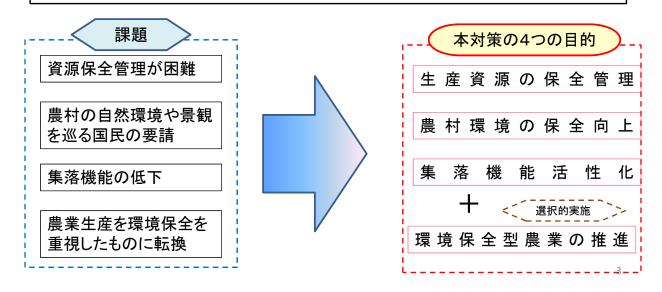
評価の視点

(1)本対策の目的

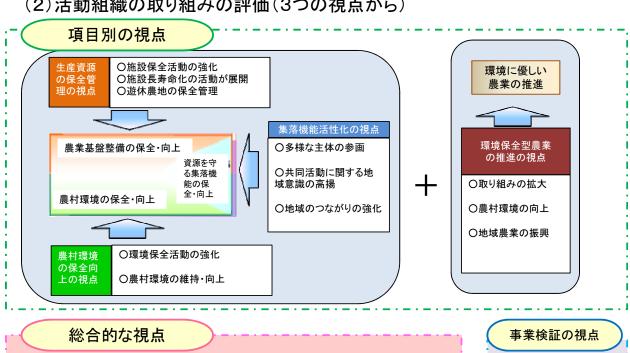
<事業要綱第1「趣旨」>

農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、そ の適切な保全管理が困難となってきている現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の 発揮を巡る国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっ ている。

また、これら資源を基礎として営まれる<u>農業生産活動</u>については、環境問題に対する国民の関心が高まる 中で、我が国の農業生産全体の在り方を**環境保全を重視**したものに転換していくことが求められている。



(2)活動組織の取り組みの評価(3つの視点から)



- 〇施策目的への総合的な到達度
- (4つの目的(資源、環境、集落機能、環境保全型農業)の達成度と総合到達度)
- ○地域の将来への効果
- (持続可能な生産資源の確保、地域農業の振興、活動の持続性、地域の将来像など)
- ○活動のより一層の充実のために
- (地域の個性の発揮、地区外との交流や情報発信の事例と波及効果の検証)

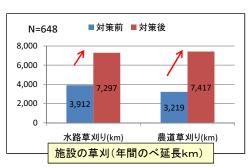
- 〇交付金使途の検証
- ○事業運営上の課題検証

Ⅱ 生産資源の保全管理

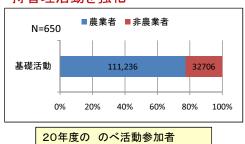
(1) 施設の保全活動の強化

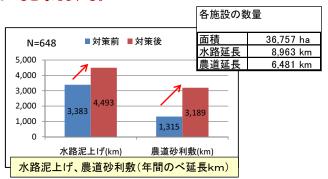
基礎的な維持管理は対策前と比べて約2倍に強化

最も伸び率の小さい開水路の土砂上げでも、対策後に活動組織内の水路総延長の半分程度まで対応可能となっており、土砂のたまりにくい小型のコンクリート用水路は数年に1度の頻度で実施されることを考えれば、ほぼ年間必要分は全て実施されていると考えられる。

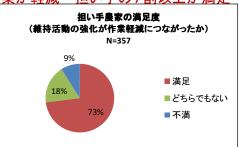


非農業者の応援を2割得て、維持管理活動を強化





維持管理の強化により、担い手の作 業が軽減・・担い手の7割以上が満足



5

Ⅱ 生産資源の保全管理

- (2) 施設の長寿命化に関する活動の展開
- ①機能診断と予防修繕の活動の実施

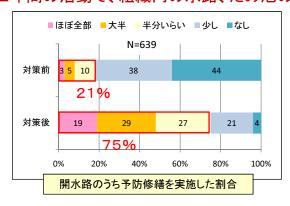
本対策により地域自ら施設の機能診断を100%実施して、予防的修繕を実施

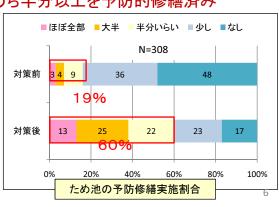






2年間の活動で、組織内の水路、ため池のうち半分以上を予防的修繕済み

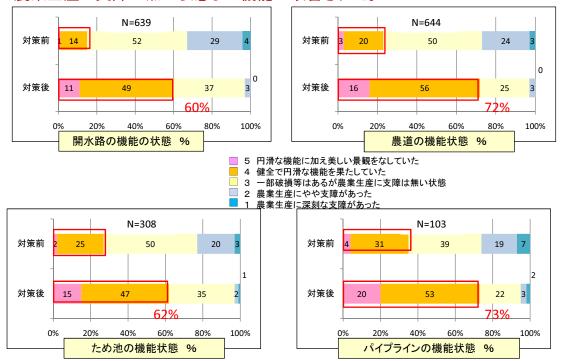




Ⅱ 生産資源の保全管理

- (2) 施設の長寿命化に関する活動の展開
 - ②短期的な生産資源機能の改善効果

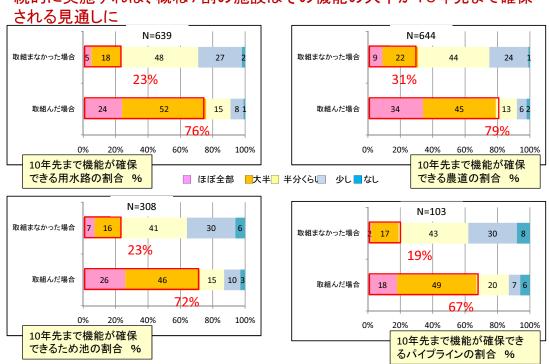
2年間の活動で、各施設の60%以上が健全な状態に、また95%以上が 農業生産に支障が無い状態まで機能が改善された。



Ⅱ 生産資源の保全管理

- (2) 施設の長寿命化に関する活動の展開
 - ③長期的な生産資源機能の改善効果

各施設について、10年先までその機能の大半が確保できる割合が、取り組まなかった場合に比べ50ポイント程度増加。本対策による修繕保全を持続的に実施すれば、概ね7割の施設はその機能の大半が10年先まで確保

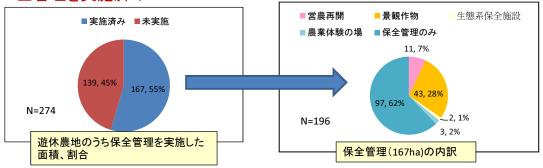


Ⅱ 生産資源の保全管理

(3) 遊休農地の保全管理

協定農地内の遊休農地面 積306haのうち167haの保 全管理を実施済み

保全管理のうち4割以上は営農 再開や景観形成の場として活用



<参考事例> 遊休農地を、地区外住民との交流の場や地域のシンボル的な活動の場所として有効利用









◆まとめ 「生産資源保全管理」 ◆

- ・非農業者も交えた活動により、生産資源の基礎的な維持活動は対策前の2倍に強化。またこのことにより、担い手農家の作業軽減につながっている。
- ・施設の長寿命化に関する活動を継続的に実施していく ことにより、10年先まで機能に支障なく使用できる施 設が飛躍的に増加。
- ・協定農用地(39,398ha)内に存在する遊休農地306haは、 H20年度末までにその半数以上を耕作可能な状態に復元。

<参考> 地域の実情に応じた地域独自の工夫事例 ~ 中山間地の山腹水路の修繕~



現場まで運べる軽い栗材による蓋がけ

(落ち葉や落 石による水路 閉塞防止)



降雨により崩れた水路法面の補修・補強 運び易い単管

運び易い単管 パイプによる 補強

Ⅲ 農村環境の保全向上

- (1)環境保全活動の強化
 - ①農村環境に関する活動を地域ぐるみで多数実施

各組織平均6項目以上の環境向上(実践)活動を実施 (事業要件 4項目以上)



環境向上活動には非農 業者が5割以上参画



地域の課題・実情にあった景観向上・生態系保全・水質保全活動の展開



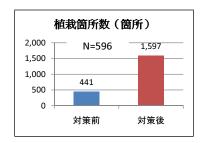


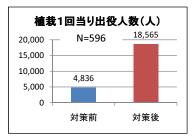


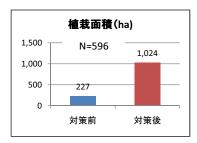
Ⅲ 農村環境の保全向上

- (1)環境保全活動の強化
 - ②環境向上活動の内容の充実

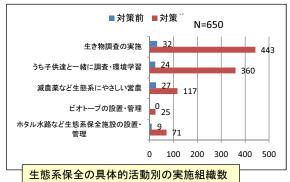
比較的対策前から実施されていた景観形成(植栽)活動でも、箇所、労力、実施面 積とも対策前の3~4倍程度に増加







生態系や水質についても子供達の環境教育の場として活用したり、環境に優しい 農業の拡大や、生態系保全施設の設置管理に新たに取り組む組織が増えている。



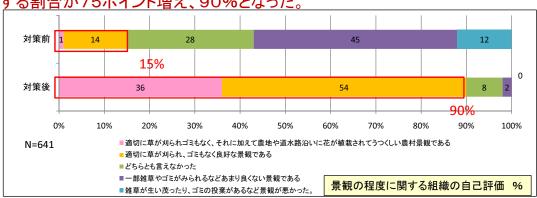


水質保全の具体的活動別の実施組織数

Ⅲ 農村環境の保全向上

- (2)農村環境の維持・向上
 - ①地域の景観に関する評価

活動組織の自己評価では、地域の景観は、本対策により良好な景観となったと する割合が75ポイント増え、90%となった。



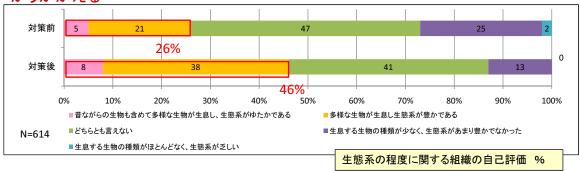
実施地区周辺住民からの評価でも、良好とする割合が44ポイント増えており、農 村部の景観の良化について、周辺にも認識されている。

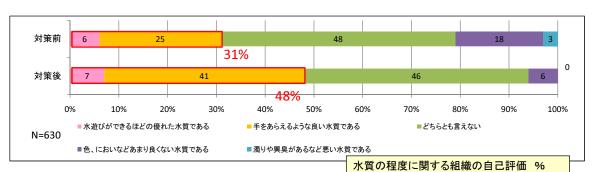


Ⅲ 農村環境の保全向上 (2)農村環境の維持・向上

- - ②地域の生態系・水質に関する評価

水質、生態系については、その性格上劇的な良化はみられないが、良好だとする 割合は20ポイント程度増加しており、活動により生態系・水質が向上しつつある姿 がうかがえる





◆まとめ 「農村環境向上」◆

- ・農村環境向上活動は、その参加者の半数以上が非農業者であるなど、地域ぐるみ、各地域の実情に応じた個性的な活動が展開されている。
- ・本対策により、農村地域の景観は対策前に比べ飛躍的に向上し、 景観の良化は実施地区周辺の住民にも認知されている。
- 「生き物調査」や「水質調査」においては、地域の子供達の環境 学習の場としても活用されている。

<参考> 地域の工夫による個性的な活動の事例

お魚エスカレーター



排水路の河川吐 出口のコンクリート のスロープに手作 り階段魚道を設置

→農地側の水路で ナマズを確認。

ビオトープと里川



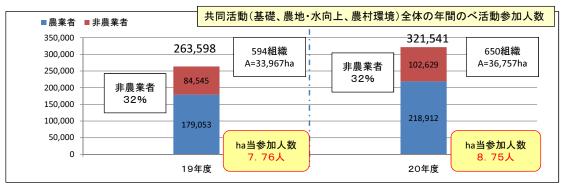
学校田(組織で 運営)のとなりに ビオトープと里川 も設置

子供達に自然の 凝縮した場所を 提供

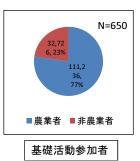
- (1)多様な主体の参画
 - ①非農業者を含めた地域ぐるみの活動の展開

20年度ではのべ32万人が活動に参加。うち32%が非農業者。

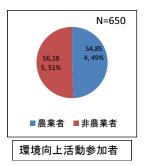
また交付面積当たりの参加人数も着手後の19年度から20年度にかけて、12% 程増加しており、活動の充実が年々図られていることをうかがわせる。



農地・水向上活動(施設長寿命化等)にも2割以上の非農業者が参加







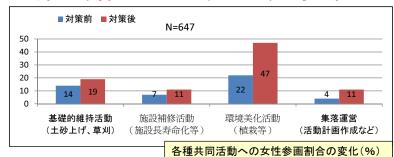


Ⅳ 集落機能活性化

- (1)多様な主体の参画
- ②活動への女性の参画の増

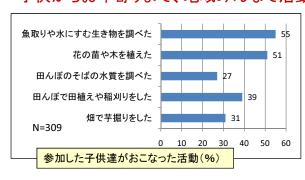
農村部の共同活動は、まだまだ男性主体であるが、本対策を契機に各種活動への女性の参画割合が増えている。20年度はのべ8万5千人の女性が参加。





③地域総ぐるみでの活動

子供からお年寄りまで、地域みんなで活動を実施





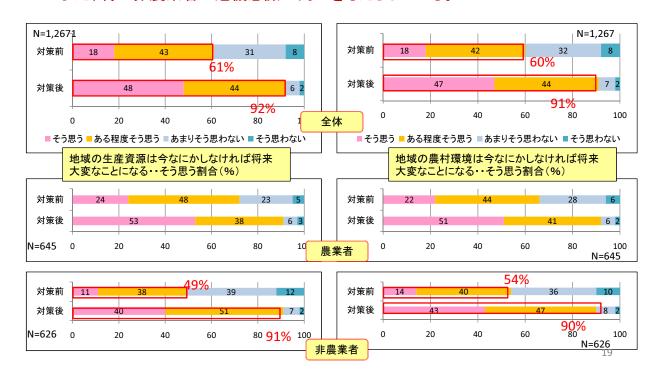
地域みんなでヒマワリ の植栽



地域の将来について のワークショップ

- (2)共同活動に関する地域意識の高揚
 - ①危機意識の向上

本対策により、地域の生産資源や農村環境に対して今なにかしなければ将来大変なことになるという危機感は、双方とも9割以上が感じるようになった。 また、特に非農業者に危機意識の向上をもたらしている。

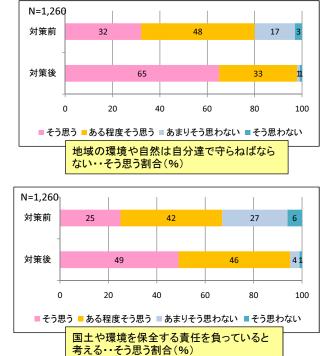


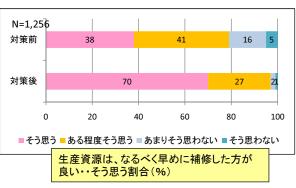
Ⅳ 集落機能活性化

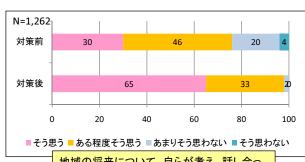
- (2)共同活動に関する地域意識の高揚
 - ②構成員の意識の変革

本対策により、活動組織の構成員の意識変革が図られた。

特に、ある程度そう思うといったことが、対策後そう思うに変化しており、言葉では理解していたことを、実感したということがうかがわれる。





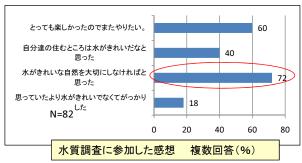


地域の将来について、自らが考え、話し合っていかなければならない・・そう思う割合(%)20

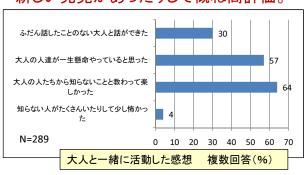
- (2)共同活動に関する地域意識の高揚
 - ③活動に参加した子供達の感想

田んぼや水路の生き物調査に参加した子供達の7割程度が、生物が豊かな自然や、水がきれいな自然を大切にしなければという感想をもった。

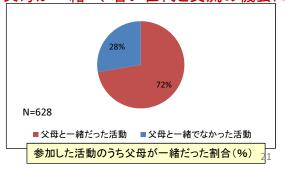




大人達と一緒の活動は、子供達には新しい発見があったりして概ね高評価。



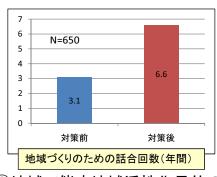
子供達が参加した活動のうち7割以上は 父母が一緒 ←若い世代と交流の機会に

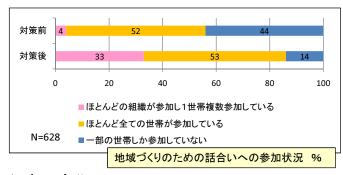


Ⅳ 集落機能活性化

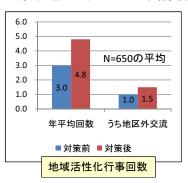
- (3)地域のつながりの強化
- ①地域づくりのための話合いの強化

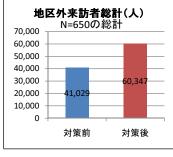
地域づくりのための話合いの回数は対策前に比べて倍増。また各世帯の参加状況も85%の組織が全世帯参加としており、世帯から複数参加も1/3程度へ増加





②地域で催す地域活性化目的の行事の変化 本対策後、地域で催す地域活性化目的の行事の回数、うち地区外交流行事回数、地区外からの来訪者は1.5倍程度に増加







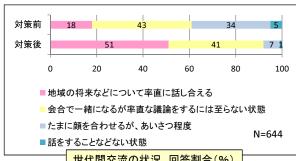


人手が必要な大排水の藻の除去を行うため、イベント(魚つかみ)を同日に企画し、人員確保と地区外交流を図った事例

- (3)地域のつながりの強化
 - ③地域内の交流の変化

集落運営の中心世代と若い世代の交流、団体間(自治会と老人会・婦人会など)

の交流も対策を契機として率直に話し合える割合が30ポイント程度増加





世代間交流の状況 回答割合(%)

④地域の人々の結び付きの変化

地域の人々の結び付きの状況も、地域全体で意識の共有がされているとする割 合が15ポイント増加し、表面的だとする割合も20ポイント程度改善



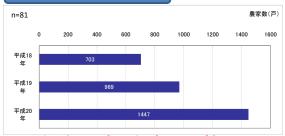
◆まとめ 「集落機能活性化」◆

- 本対策による子供からお年寄りまでの地域ぐるみの活動は、地 域住民の意識(自主保全意識など)に大幅な変革をもたらしてい る。特に生産資源や農村環境に関する危機意識を、農業者・非農 業者とも9割以上が持つようになった。
- 地域づくりのための話し合いの回数は対策前に比べ倍増してお り、1/3程度の組織では、その話し合いに1世帯複数(世帯主 と妻、世帯主と息子世代など)で参加するようになった。
- 本対策により、地域内の世代間や各種団体間(自治会、老人 会、PTA等)の交流機会が増え、「率直に話しができる」とす る割合も、対策前に2割程度であったものが半数程度まで改善さ れている。

V 環境保全型農業の推進

- (1)取り組みの拡大
 - ①5割低減栽培の取組

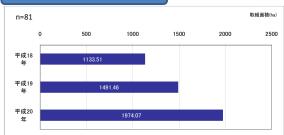
5割低減栽培を行う農家数



- ●取組前(平成18年度)と比較して、206%となっている。
- ②特別栽培の取組



5割低減栽培取組面積



●取組前(平成18年度)と比較して、174%となっている。

特別栽培とは

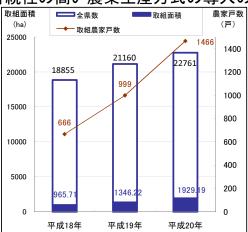
地域の慣行レベルに応じて、化学肥料の窒素成分量及び 化学合成農薬の使用回数が5割以上削減して栽培すること。県が定める認証機関による認証が必要となる。

特別栽培取組農家、取組面積

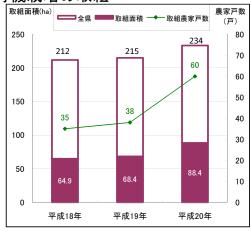
- 取組前(平成18年度)と比較して、農家数、面積ともに200%以上となっている。
- ●全県面積に占める割合も10ポイント 増加している。

25

③持続性の高い農業生産方式の導入の取組



4 有機栽培の取組



エコファーマーとは

たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、県の認定を受けた農業者のこと。

エコファーマー数、取組面積

- ●取組前と比較して、農家数は220%、 面積は200%となっている。
- ●全県面積に占める割合も3ポイント増加 した。

有機栽培とは

化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを原則として、農地の生産力を発揮させるとともに環境への負荷をできる限り低減する栽培方法のこと。国が定める登録認定機関による認定が必要となる。

有機栽培取組農家、取組面積

- ●取組前と比較して、農家数は171%、 面積は136%となっている。
- ●全県面積に占める割合も7ポイント増加した。

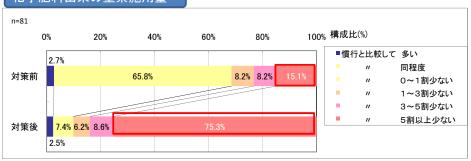


⑤資材の使用状況

たい肥の施用量 n=57 0 200 400 600 800 1000 1200 1400 地区当たり投入面積 1082.64 地区当たり投入量 地区当たり投入量

- ●1地区当たりのたい肥投入面積は、対策前と比べて、 37%増加した。
- ●1地区当たり、10アール当たりのたい肥投入量は、対策前と比べて6%増加した。

化学肥料由来の窒素施用量



●地区全体で化学肥料由来の窒素施用量を5割以上低減している地区は、対策前は15%程度であったが、対策後には75%まで増加した。

27

化学合成農薬の使用回数



- ●地区全体で化学合成農薬の使用回数を5割以上低減している地区は、対策前は18%程度であったが、対策後には66%まで増加した。
- ⑥環境負荷低減に向けた地域内での推進

環境負荷低減に資する取組を行う農家 n=75 0 500 1000 1500 2000 2500 対策前 894 (50%) 1793 □取組農家数 □地域全体の農家数 対策後 1595 (84%) 1910

- ●環境負荷低減に資する取 組を行う農家は、対策前は 地域全体の50%程度で あった。
- ●対策後に農家数は701戸 増加し、地域に占める割合 も84%となった。

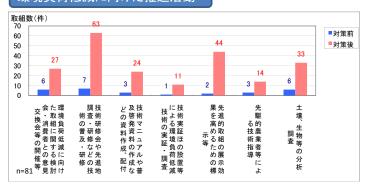
環境負荷低減に向けた取組内容



- ●環境負荷低減に資する取組 内容は、対策前から約3倍の 490件となった。
- ●対策後は「有機質肥料の施 用」、「温湯種子消毒技術の利 用」等が大きく増加した。

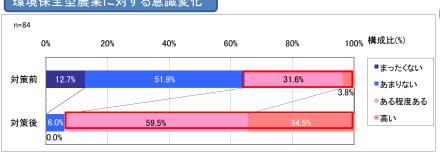
29

環境負荷低減に向けた推進活動



- ●環境負荷低減に向けた推進 活動は、対策前から約8倍の 216件となった。
- 対策後は「技術研修会等」 や「先進的取組の展示効果を 高めるための標示等」が大き く増加した。

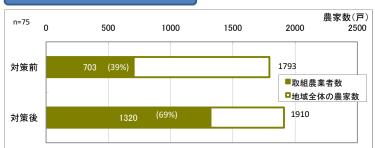
環境保全型農業に対する意識変化



●環境保全型農業に対する意識が「ある」、「高い」と回答した地区は、対策前で は35%であったが、対策後には94%まで増加した。

⑦地域内でのまとまり

先進的な取組を実施する農家数



- ●対策前に先進的な取組を 実施する農家は、地域全体 の39%であった。
- ●対策後に農家数は617戸 増加し、地域に占める割合 も69%となった。

◆まとめ◆

- ・本対策の実施は、本県の環境保全型農業の拡大に寄与している。
- 環境負荷低減に資する取り組みは増加し、環境保全型 農業は地域全体にも広がりを見せている。
- ・化学肥料・化学合成農薬の低減に関する技術の中では、たい肥や有機質肥料の施用及び温湯種子消毒技術等が多く用いられている。

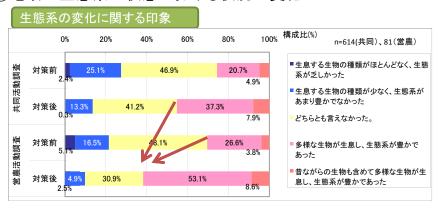
(2)農村環境の保全向上

①地域の水質の状態における状況の変化



- ●営農活動調査で、水質が「良い」と感じた地区は、対策後には 20ポイント以上増加した。
- ●対策後に「良い」と感じた地区は、共同活動調査と比べて約7ポイント多かった。

②地域の生態系の状態における状況の変化



- ●営農活動調査で、生態系が「豊か」と感じた地区は、対策後には30ポイント以上増加した。
- ●対策後に「良い」と感じた地区は、共同活動 調査と比べて約17ポイント多かった。 33

対策後増加した生き物



- ●対策後に増加した生き物を 挙げた地区は39地区、件数は 延べ68件であった。
- ●最も多かった生き物は「ホタル」で、以下「ドジョウ」、「タニシ」の順となっている。



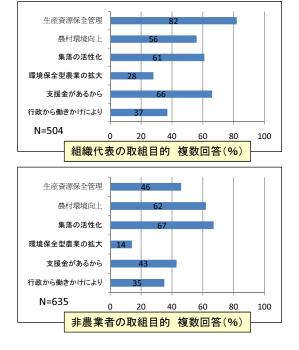
◆まとめ◆

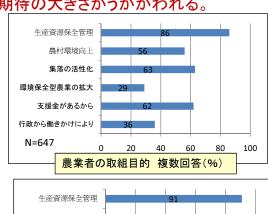
- 本対策により、地域の水質や生態系が向上しつつある。
- ・地域の水質や生態系の維持・向上のためには、共同活動と営農活動を併せて実施した方が効果が高い。

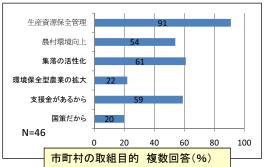
- (1)施策目的への総合的な達成度
- ①各組織や組織内の農業者、非農業者、各市町村における取り組み目的

組織にとっての目的は、生産資源をきちんと保全管理したいからが8割超で最も 多く、非農業者では集落の活性化や環境向上が多い。

また市町村の目的では、生産資源保全管理が9割超と飛び抜けて大きく、本事業による地域の自主的な保全管理に寄せる期待の大きさがうかがわれる。



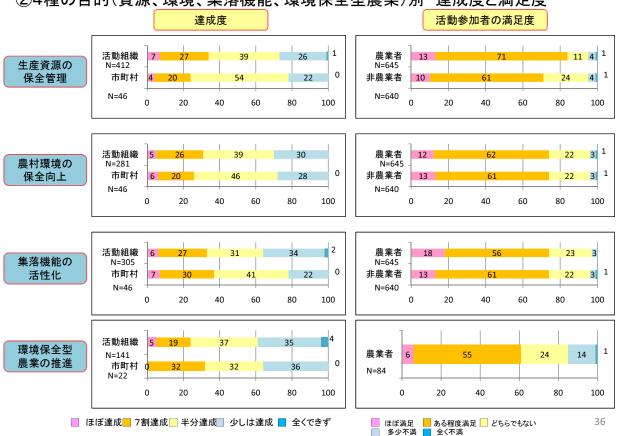




35

VI 総合的な取り組みの成果

- (1)施策目的への総合的な到達度
- ②4種の目的(資源、環境、集落機能、環境保全型農業)別 達成度と満足度



- (1)施策目的への総合的な到達度
- ②4種の目的(資源、環境、集落機能、環境保全型農業)別 達成度と満足度 前ページの表から
- ・組織の達成度は、各目標とも概ね半分程度であり、事業期間5年のうち2年経過時点では適正な進捗度と判断される。なお市町村からみた達成度でも傾向的にはほぼ同じであり、上記を裏付けている。
- ・達成度について、「集落機能の活性化」以外は市町村の方が少し評価が辛い。これについては次項目③で検討する
- ・活動参加者の満足度については、「環境保全型農業の推進」以外は75%以上が満足としており、概ね活動内容には充足している状況がうかがわれる。しかし、「ほぼ満足」とするものが15%程度と低く、まだまだ活動には充実の余地があると考えている姿もうかがえる。
- ・達成度と満足度の比較では、「環境保全型農業の推進」以外は達成度で半分、満足度で7割5分といったところ。個々の活動にはある程度充実感を持ちながら、目標達成への道のりを歩んでいるのが全体的な評価と判断する。
- ・「環境保全型農業の推進」が、4つの目標を比較すると達成度、満足度とも低い。達成度の要因の一つは、「環境保全型農業に取り組みたい」とする組織が141あったのに対して20年度の営農活動実施組織が71と、地域をまとまるのに苦労している姿がうかがわれる。詳細は後段で分析する
- ・満足度には不満は少ないが、達成度には「少しは達成」が2~3割程度あり、これらの組織の要因分析と、どう指導すれば有効かといった対策が必要

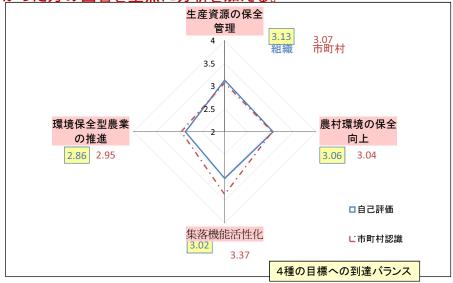
37

VI 総合的な取り組みの成果

- (1)施策目的への総合的な到達度
- ③総合到達度の分析

4種の目的の達成度を5段階評価の平均値でみると、段階3(半分程度達成)付近に集中しており、市町村回答も同程度なことからバランス良く進捗しているといえる。市町村回答と比較的乖離があるのは「集落機能活性化」だが、組織の方が厳しい判断をしており、到達目標の設定の高さや集落内の内情をよく知っているといったことが起因している可能性がある。

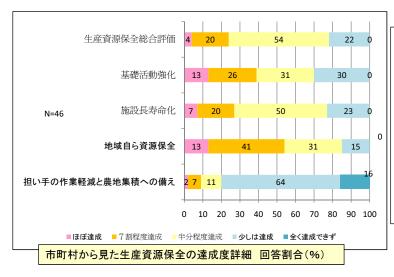
到達度の低い組織の対応策を探るため、次項目以降で、組織と市町村からで評価の厳しかった方の回答を重点に分析を加える。

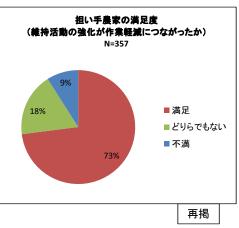


- (1)施策目的への総合的な到達度
 - ④-1到達度に関する分析(生産資源の保全管理)

市町村からの達成度回答では、「担い手の作業軽減と農地集積への備え」という項目の達成度が低く、基礎活動強化がうまくそこに結びついていない組織があるのではとの危惧がある。

一方担い手農家からの回答でも、維持管理労力軽減の満足度に対する回答に も、「どちらでもない」以下が3割弱存在する。







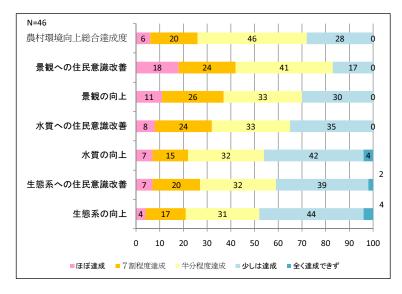
「成果の分析と課題への対応策編」で詳細に検討する

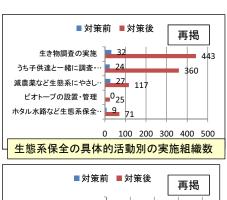
39

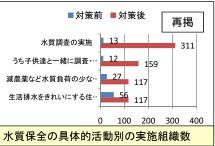
VI 総合的な取り組みの成果

- (1)施策目的への総合的な到達度
 - ④-2到達度に関する分析(農村環境向上)

市町村からの達成度回答では、「水質の向上」、「生態系の向上」に関する達成度がともに低い。この両者は性格上、1,2年の活動で成果がでるものではないが、何か有効な充実策がないか検討する必要がある。





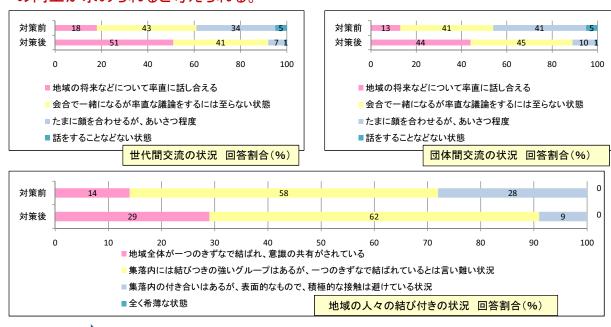




「成果の分析と課題への対応策編」で詳細に検討する

- (1)施策目的への総合的な到達度
 - ④-3到達度に関する分析(集落機能活性化)

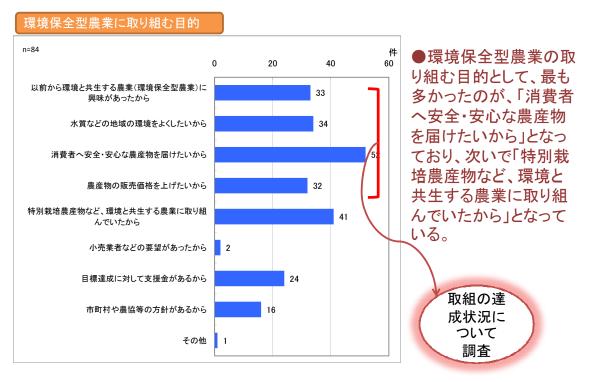
世代間交流が団体間交流に比して進んでいるというのは、多くの非農業者団体が参画している本対策では、意外な結果との印象がある。また「地域の人々の結び付き」は、その性格上、短期間に急激な変化が望めるものではないであろうが、一層の向上が求められると考えられる。



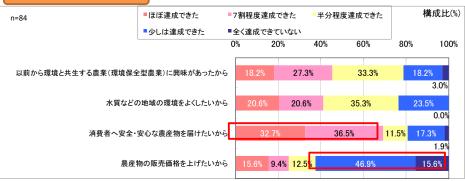
「成果の分析と課題への対応策編」で詳細に検討する

VI 総合的な取り組みの成果

- (1)施策の総合的な到達度
 - ④-4 到達度に関する分析(環境保全型農業の推進)



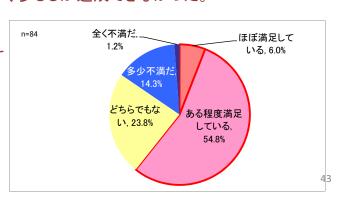
取り組み達成の到達度



- ●取り組み達成の到達について、最も達成できたのは、「消費者へ安全・安心な農産物を届けたいから」であり、約70%の地区で7割以上達成できた。
- ●最も達成できなかったのは、「農産物の販売価格を上げたいから」であり、約60%の地区で全く達成できないか、少ししか達成できなかった。

取り組みの満足度

●営農活動支援の取り組みに対する満足度については、61%の地区で満足していると回答している。



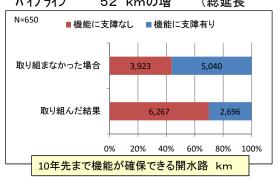
◆まとめ 「施策目的への総合的な到達度」◆

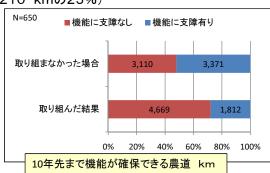
- ・本対策の4つの目的「生産資源の保全管理」、「農村環境の保全向上」、「集落機能活性化」、「環境保全型農業の推進」について、目的への到達度や参加者の活動への満足度を総合的にみると、「個々の活動には満足感を持ちながら目標達成への道のりを順調に歩んでいる」と評価できる
- 「活動の成果」のより一層の充実のために以下の点を更に分析 し、有効な指導方針を探りたい。
 - ①本対策の共同活動により、担い手農家の満足度を一層向上させ、さらなる「農地集積」に備えるには
 - ②「生態系」や「水質」を一層向上させるには
 - ③「地域の人々の結び付き」をより強化し、集落機能を一層活性化させるには
 - ④今後も継続的な営農活動を行うために、「農産物の販売価格 を向上」させるには

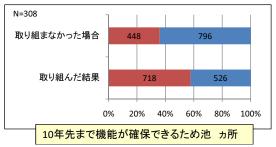
- (2) 地域の将来への効果
- ①持続可能な生産資源の確保 (開水路、農道、ため池、パイプライン)

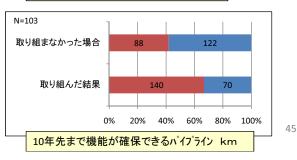
本対策による修繕保全を持続的に実施することにより、10年先までその機能に支障がない施設が、取り組まなかった場合に比べ大幅に増加し、持続可能な生産資源の確保に大きく貢献できる見通しとなった。

水路2,344 kmの増(総延長8,963 kmの26%)農道1,559 kmの増(総延長6,481 kmの24%)ため池270 カ所の増(総カ所数1,244 カ所の22%)パイプライン52 kmの増(総延長210 kmの25%)









VI 総合的な取り組みの成果

- (2)地域の将来への効果
 - ①持続可能な生産資源の確保 (農地)

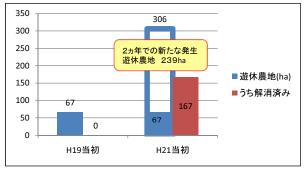
本対策により、協定農用地内に新たに遊休化した農地がないか100%点検を実施し、新たな遊休農地については対策期間中に保全管理(耕作可能な状態にまで復元)を実施している

これにより、本対策期間中に発生見込みのあった907haの遊休化を未然防止

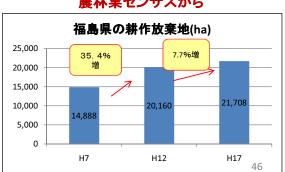


| | 協定農用地 (ha) | 遊休化見込の 農地(ha) | 遊休化率 | 備考 |
|-----------------|---------------|------------------|------|------------------|
| 本対策を実施 しない場合 | 39,398 | 907 | 2.3 | 000 心心 |
| 本対策を実施 した場合 | 39,398 | 0 | 0.0 | 337組織から の回答集計 |

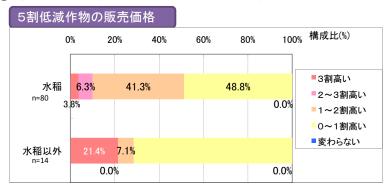
この2ヵ年で新たに239haの遊休化が確認 約半数(167ha)はH20末までに解消



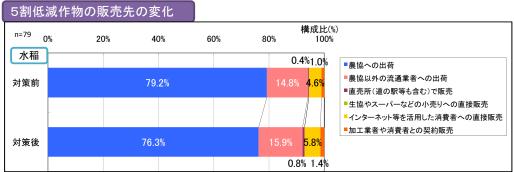
<参考>福島県の耕作放棄地推移 農林業センサスから



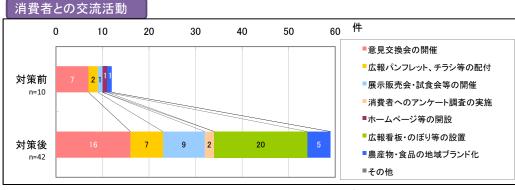
- (2)地域の将来への効果
 - ②環境保全型農業の推進による地域農業の振興



- ●5割低減作物の販売価 格について、水稲では約9 割の地区で「0~1割高 い」、「1~2割高い」となっ
- ●水稲以外では、「3割高 い」が21%となった。

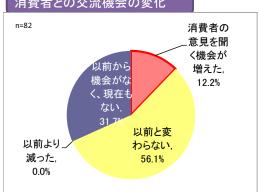


- ●販売先の変化については、対策前後で大きな変化はなかった。
- 販売先で最も多いのは「農協」で、次いで「農協以外の流通業者への出荷」と なっている。



- ●消費者との交流活動は、対策前に比べて約5倍に増加した。
- ●交流活動の内容で最も多かったのが「広報看板・のぼり等の設置」で、次いで 「意見交換会の開催」となっている。

消費者との交流機会の変化

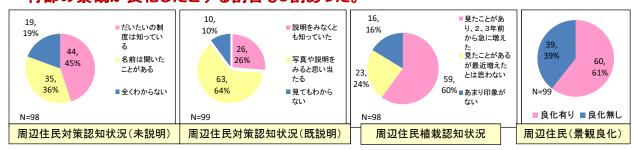




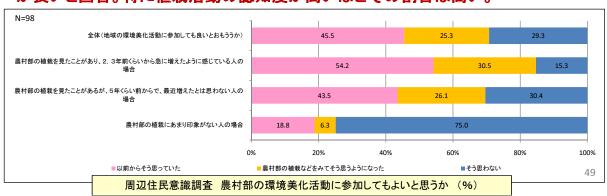
●消費者との交流機会の変化については、 「対策後に交流機会が増えた」と回答した 地区は約12%にとどまった。

- (2)地域の将来への効果
 - ③実施地区周辺住民からみた農村環境の変化と環境保全意識の変化

実施地区周辺住民への調査では、本対策の制度の認知状況は未説明段階では45%であったが、植栽活動については6割が認知していて、ここ2、3年で農村部の景観が良化したとする割合も6割あった。



農村部の環境美化活動に参加しても良いかという問いには全体では7割程度 が良いと回答。特に植栽活動の認知度が高いほどその割合は高い。

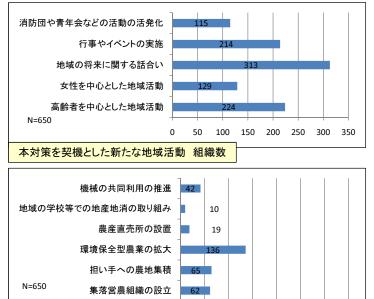


VI 総合的な取り組みの成果

- (2)地域の将来への効果
- ④地域活動や営農面への影響

本対策への取り組みを契機として、高齢者や女性を中心とした地域活動に新たに取り組んだ組織が全体の1/3程度に昇っている。近年活動の消極化がみられていた青年会や消防団の活動が活発になったとする組織も2割程度存在。また、営農面への波及効果も生じ始めている状況が確認された。

100 150 200 250 300 350

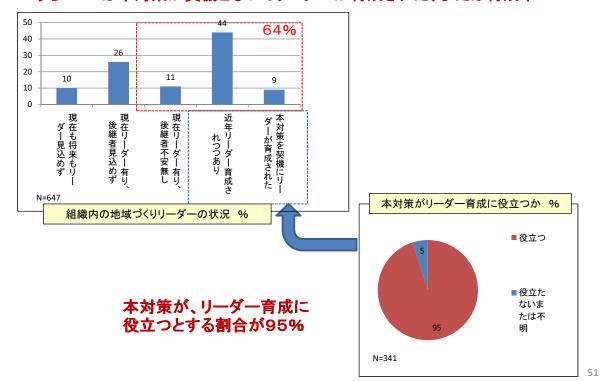


本対策を契機とした営農面での変化 組織数



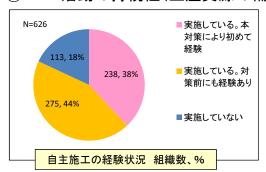
- (2)地域の将来への効果
 - ⑤-1 活動の持続性(地域リーダーの確保)

活動組織の64%が地域づくりのリーダーを将来的にも確保できる見通し。 うち53%は本対策が契機となってリーダーが育成された、または育成中



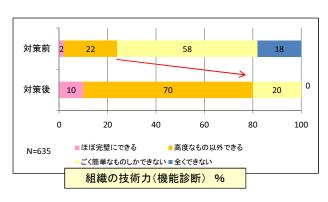
VI 総合的な取り組みの成果

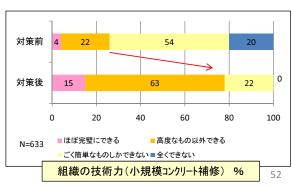
- (2)地域の将来への効果
- ⑤-2 活動の持続性(生産資源の補修・修繕技術の習得)



活動組織のうち80%以上が生産資源補修の自主施工(全て専門業者に任せず、地域でできることは地域でやる)を経験 うち38%の組織は、本対策により初めて経験

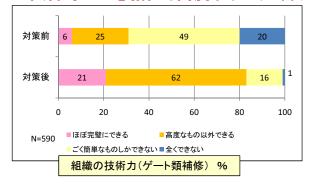
本対策により、活動組織の補修・修繕技術力は飛躍的に向上 機能診断や小規模なコンケリート補修、ゲート類の補修は、8割以上の組織が高度なも の以外は自分でできるように変化(対策前は2~3割)



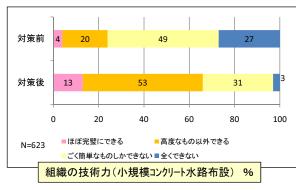


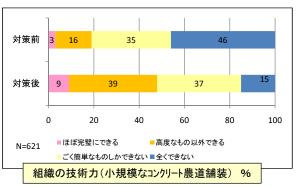
- (2)地域の将来への効果
- ⑤-2 活動の持続性(生産資源の補修・修繕技術の習得) 前ページの続き

災害時の応急措置も高度なもの以外自力でできる組織が6割以上に増加







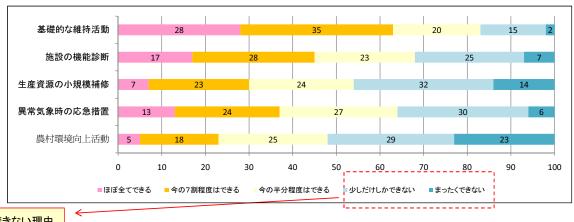


53

VI 総合的な取り組みの成果

- (2)地域の将来への効果
 - ⑤-3 活動の持続性(共同活動の持続性)

10年後、交付金がないとの前提で、現在の活動をどの程度継続できるかと いった設問に関する回答では、基礎的な維持活動は今の7割程度でできる組 織が63%確保できる見通しだが、せっかく技術力をつけた「生産資源の補修」 や地域ぐるみの活動で連帯感を高揚している「農村環境向上活動」などは、7 割べ一スの活動を維持できるのは組織の30%に満たない。



できない理由

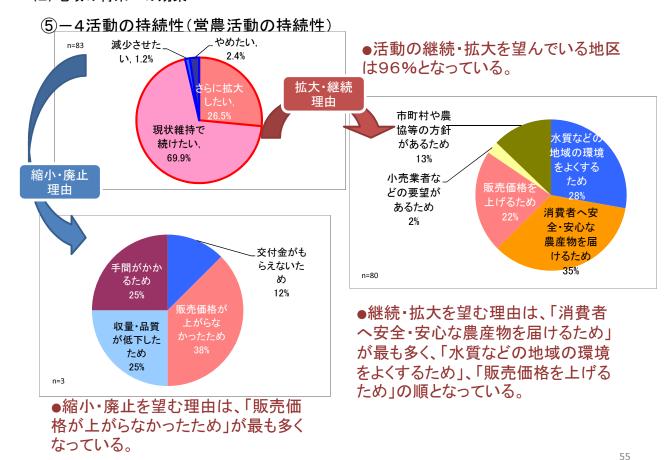








(2)地域の将来への効果

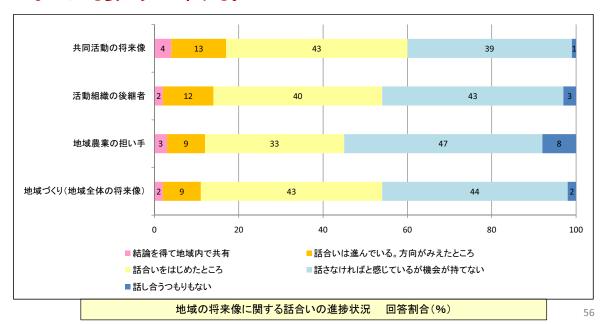


VI 総合的な取り組みの成果

- (2)地域の将来への効果
 - ⑥地域の将来像

活動組織の約5割において、地域の将来像についての話合いを始めているといった状況。話し合うべきという意識は100%近くに達しており、今後いかにこの話合いを進めるよう、また内容を充実させるよう指導していくかが課題。

また、地域農業の担い手に関する進捗率が最も低く、地域内でも重い課題となっている姿がうかがわれる。



◆まとめ 「地域の将来への効果」◆

- ・地域の自主的な生産資源の保全管理を継続していくことで、将 来にわたって機能に支障無く使える水路、ため池等の生産資源 は、飛躍的に増大
- ・地域の生産資源保全管理の技術力は飛躍的に向上
- ・全組織の半数程度において、本対策が契機となって地域づくり のリーダーが養成された、または養成中
- ・地域の将来に関する話合いも始まっている。これを今後後押し する対応が求められる
- 大部分の活動組織が、今後も営農活動を続けたいと考えている

(3)活動のより一層の充実のために

<事例検証①> 地域の課題を的確に捉え、創意工夫のある活動を実施している例 ~猪苗代湖周辺における「水質保全」への取り組み~ 東田面のふるさとを守る会

猪苗代湖の水質日本一を取り戻すための活動・・・刈り取った草(有機物)は湖水に流しません





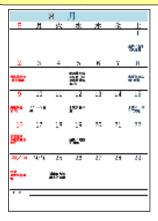


より詳細な水質調査

| | 組織で行う 水調査 | 専門機関に 依頼する調査 |
|-----------|--------------|-----------------|
| PH | 0 | |
| COD | 0 | |
| T-N(窒素濃度) | | 0 |
| リン酸濃度 | | 0 |

組織でパックテストで行う通常の水質調査の他に、「猪苗代湖の水質県条例」で重視されている「窒素濃度」や「りん酸濃度」を専門の計量検定機関に持ち込み分析を依頼。 専門機関に出向き、分析結果の解説も受けている。

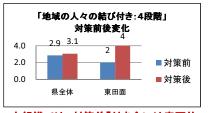
「地域の工夫:活動カレンダー



課題を意識した活動でより高い効果

| | 県平均 | 東田面 |
|--------------------|-----|-----|
| 面積(ha) 当活動 参加者数 | 8.8 | 8.6 |

活動のべ参加者数は県平均並み しかし



本組織では、対策前「付き合いは表面的」→ 対策後「意識の共有ができている」に変化

VI 総合的な取り組みの成果

(3)活動のより一層の充実のために

<事例検証②> 特徴的な活動を一つ創ることで活動全体を盛り上げている事例 ~晩秋のひまわり 渋佐地域資源保全隊~





種植えや絵画会 イベントとしてフル活用

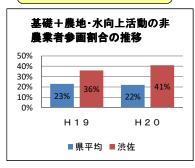




地区内外からの 高い注目



注目度の高い活動により 他の活動へも影響が



施策目的への総合的な到達度(5段階評価) 生産資源 の保全管 -県平均 理 3.13 4 特徴的な活 動があると 農村環境3.06 集落機能 する組織 の向上 3.36 活性化 3.02 N=91

県全体でみて も、特徴的な活動 をもっているという 組織では、各目的 への到達度が 県平均より高く なっている。

(3)活動のより一層の充実のために

<事例検証③> インターネットによる情報発信、広報紙などにより活動を盛り上げている事例 ~細谷・新田水環境保全協議会~

ブログや広報紙による情報発信







活動の発展-1 農地・水で培った技術力で農地有効利用支援への取組み





農地・水での中古U字溝設置 農地有効利用支援にも応募

耕作放棄地拡大防止などを目的とし、小規模生産資源の改修工事に補助する「農地有効利用支援事業」に 積極的に応募。

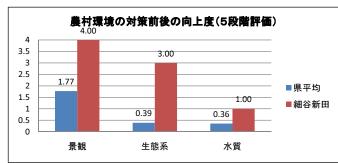
本事業は地域共同施工の方が地元負担金が有利になる仕組みがあり、農地・水の経験をフル活用している

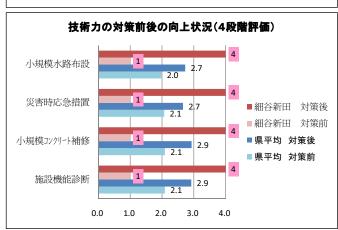
活動の発展-2 ビオトープと里川を子供達に提供

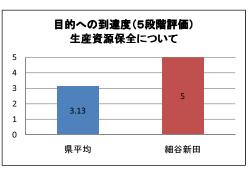


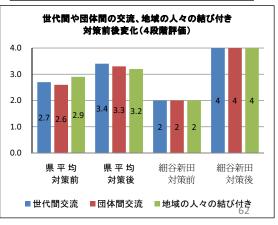
<事例検証③> インターネットによる情報発信、広報紙などにより活動を盛り上げている事例 ~細谷・新田水環境保全協議会~

県平均に比べ大幅増の成果が得られている









- VI 総合的な取り組みの成果
- (3)活動のより一層の充実のために

<事例検証④> 消費者との交流を積極的に行い販売価格を向上させている事例 ~ 松川地区環境保全事業組合~

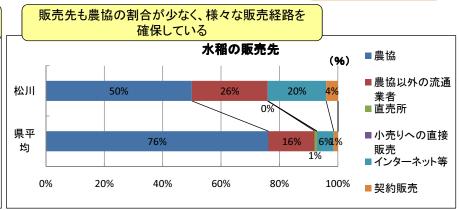




有機農業への関心が高く、先進的な防除技術を 用いているだけでなく、消費者との交流活動も積極 的に実施している。

> その他の取組 消費者との意見交換会 広報誌の作成 標示票の設置





63

◆まとめ 「活動のより一層の充実のために」◆

「地域で共有できる課題」を見つけ、それに向かって活動を重 点化していくことは、地域を盛り上げるのに効果的。

地域のみんなが積極的になれば、活動のアイディアも豊富になる。

- 「シンボルとなる活動の一つもつこと」は他の活動にも好影響があり、活動の充実のため効果的。
- ・「広報活動」は活動の輪を広げるため欠かせない手段。インターネットや印刷された広報紙でなくとも、成果をアピールする ビラをより多くの回数で関係全戸配布することを推奨したい。
- 「消費者との交流活動」や「多様な販売経路」を持つことが、 農産物の販売価格を向上に寄与している。

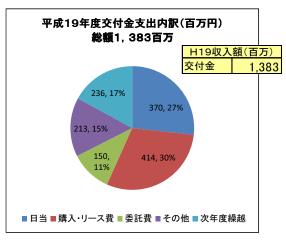
Ⅵ 事業運営の検証

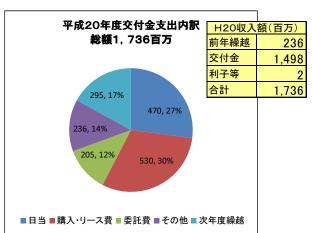
(1)交付金使途の検証

①交付実績額

| | 共同活動支援 | | 営農活動交付金 | | | |
|--------|--------|----------|---------------|-----|----------|-------------|
| | 組織数 | 交付面積(ha) | 交付金額(円) | 組織数 | 交付面積(ha) | 交付金額(円) |
| 平成19年度 | 594 | 33,967 | 1,382,821,240 | 17 | 452 | 30,135,080 |
| 平成20年度 | 650 | 36,757 | 1,497,850,600 | 71 | 1,606 | 109,502,300 |

②共同活動支援交付金の使途(各活動組織)



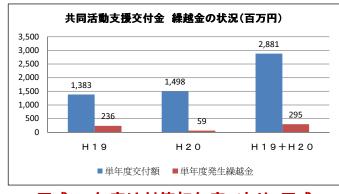


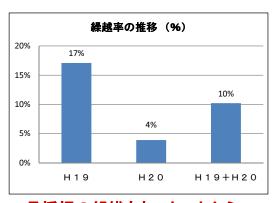
65

VI 事業運営の検証

(1)交付金使途の検証

③共同活動支援交付金の翌年度繰越金について





平成19年度は対策初年度であり、平成19年10月採択の組織もあったことから、 交付額の17%にあたる比較的大きな繰越金が発生した。

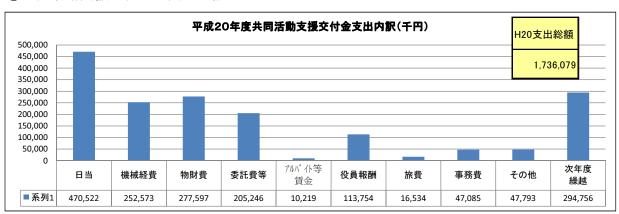
平成20年度は単年度交付額からみて4%と落ち着き、平成20年度末では総交付額の10%程度が繰越金となっている。

これら繰越金は、各活動組織において、翌年度春先に翌年度交付金が交付されるまでの間のつなぎ資金に用いられたり、一時的に費用を必要とする施設整備(ポンプの分解点検整備など)の原資となっている。

なお、本対策では、対策終了時の平成23年度末に、組織で支出しなかった交付金について、国・県・市町村に返還することが定められている。福島地域協議会では、活動組織より平成23年度末まで支出予定のない交付金の返納申し出があった場合、その時点で返納する手続きを平成21年度から定めている。

VI 事業運営の検証

- (1)交付金使途の検証
- ③共同活動支援交付金の支出内訳



| 費目 | 各支出の内容 | H20支出額 |
|----|---|----------|
| | 共同活動時の活動時間に応じた支払い 時間当たり日当単価は各組織が規約等で定める <参考> | |
| 日当 | 20年度の650組織ののべ活動参加人数 32万人 20年度の延べ活動時間数合計 8万6,700時間 20年度の日当支払い額合計 4億7,052万円 時間当 県内平均日当単価 543円 *日当支払い対象外者(子供等)の入っているため参考数値 | 470, 522 |

Ⅵ 事業運営の検証

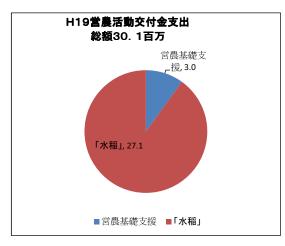
(1)交付金使途の検証

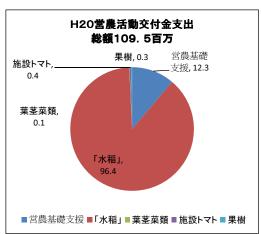
②サロチ動支援なけるの支出内部

| 費目 | 各支出の内容 | H20支出額 |
|---------|--|----------|
| 機械経費 | 草刈り機、軽トラ等借上料 (草刈り機 500円/1回などの組織が多い) 自主施工時の重機賃料(バックホウ) など | 252, 573 |
| 物材費 | 生産資源(水路等)補修用資材 植栽用の苗、肥料 など | 277, 597 |
| 委託費等 | 外注工事の工事請負費 水質調査や事務取りまとめの委託費 | 205, 246 |
| アルバイ等賃金 | 各種書類作成を頼んだ時の賃金 など | 10, 218 |
| 役員報酬 | 会長、各種団体長、会計、庶務等役員等に対する 活動の段取りや取りまとめ等に要する対価 | 113, 754 |
| 旅費 | 研修会出席時等の旅費 | 16, 534 |
| 事務費 | 写真現像、事務用品購入費 など | 47, 085 |
| その他 | 活動時お茶代等 | 47, 821 |
| 次年度繰越 | | 294, 756 |

Ⅵ 事業運営の検証

- (1)交付金使途の検証
 - ②活動組織における営農活動支援交付金の使途





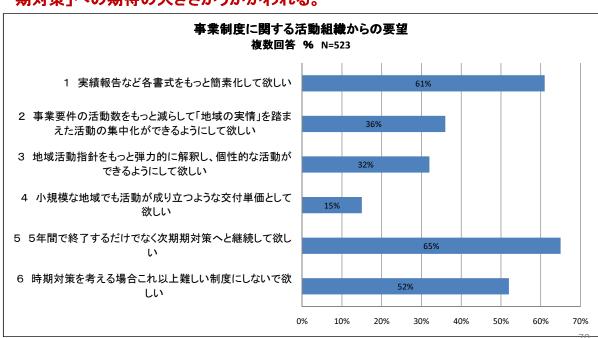
営農活動支援交付金のうち、約9割が、先進的営農活動を行う上での掛かり増し 経費である、先進的営農支援交付金となっており、残りが、環境負荷低減に向けた 推進活動を行う費用となる、営農基礎活動支援交付金となっている。

69

VI 事業運営の検証

- (2)事業制度や制度の運用について
 - ①活動組織からの「事業制度」に関する要望

事業制度に関する要望で、最も大きいのは、平成23年度で本対策が終了した後、制度の継続要望であった。回答項目6の次期制度に関する注文やその他記載欄の半数以上が制度継続要望であることから、県内各地域における「次期対策」への期待の大きさがうかがわれる。



VI 事業運営の検証

- (2)事業制度や制度の運用について
 - ②「事業制度」に関する要望の対応方針

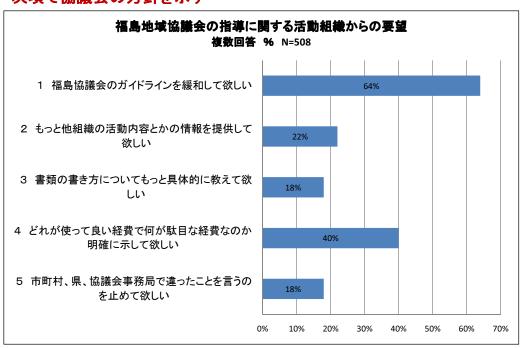
| 要望事項 | 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会の方針 |
|---------|---|
| 事務の簡素化 | 〇必要以上の書類作成を求めないよう引き続き努力する 本対策は全て公金で実施されており、活動内容や経費の詳細な証明を求められる以上、交付金の目的や活動項目が広範な本対策では、作成書類量がどうしても多くなってしまっているのが現状。また、各年次の実績報告の審査の積み重ねなどから、年々書類が増えていることも事実と認識している。引き続き、必要以上の書類作成を求めないこと、書類作成時の整理の工夫などについて中間指導時に提案するなど努力していきたい。 |
| 地域の実情を踏 | ○「活動組織からの提案」へ、より柔軟に対応する |
| まえた活動の重 | 現行制度、地域活動指針の枠組み内で、個別具体の活動がどの程度許容される |
| 点化や個性的活 | かは、県版Q&Aだけでは判断は難しいと考える。まず、市町村なり協議会支部な |
| 動の許容 | りに相談されたい。できる限り柔軟に対応したい |
| 小規模地域にお | 〇現行では困難、小さな組織はまとまって実施されることを提案 |
| ける交付単価の | 交付単価の見直しは本対策期間中は困難であろう。市町村や土地改良区の応援 |
| 見直し | を得て多数の集落を1組織とする方法(西会津町、柳津町方式)を提案する |
| 次期対策への | 〇まずは残り2年の活動を充実させて成果を拡大する |
| 制度継続要望 | 本評価において、各活動組織の取り組みが一定以上の効果をあげ順調に進捗していることが確認できた。また制度継続要望が高いことも確認できたので、今後も活動の成果を拡大しながら、機会を捉えて国等に働きかけていきたい |

Ⅵ 事業運営の検証

- (2)事業制度や制度の運用について
 - ③活動組織からの「地域協議会の指導」に関する要望

福島地域協議会のガイドラインの緩和に対する要望や、経費の支出の可否を明確にして欲しいという要望が多い。

次項で協議会の方針を示す



Ⅵ 事業運営の検証

- (2)事業制度や制度の運用について
- ④「地域協議会の指導」に関する要望の対応方針

| 要望事項 | 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会の方針 |
|----------------|--|
| | 〇活動経費の支出割合の上限指針値を定める4項目(日当4割以内、基礎活動4割以内、外注費2割以内、機械購入費2割以内)については、各活動組織から個別に「目的」と「活動計画」を聞き取ったうえで、弾力的な運用をする 〇その他5項目は従来とおりの運用とする |
| 地域協議会ガイドラインの緩和 | 経費の支出割合の目安を定める4項目のガイドラインについては、より効果の高い活動への誘導を意図して設定されており、事業着手当初は各組織の活動内容の誘導に一定の成果をあげた。しかし、各活動組織における個別具体の課題が、「体制整備構想(案)」などの地域の話合いが進む中で明らかになってきており、「自主施工による補修活動を充実させるため日当4割を超えたい」などの個別事情により「緩和」を望む声が高くなっている。このため、下記ガイドライン設定時の意図に配慮し、かつ各組織の超過目的と見込まれる成果を勘案しながら、各組織の事情に応じた弾力的な運用をとることとしたい。なお、排除されるべき事案(目的・効果に疑問のある大型農機具の購入など)への対応のため、「緩和」ではなく「弾力的運用」としたい。 |
| | ・日当4割 公的支援終了後の地域共同活動の持続性に影響を与えないこと ・基礎4割 従来の活動ばかりでなく本対策を契機に新しい地域活動をすること ・外注2割 自主施工の充実を図ること、ハードだけを目的とした対策でないこと ・機械2割 共同活動経費に影響を及ぼすような偏りをなくすこと |

Ⅵ 事業運営の検証

- (2)事業制度や制度の運用について
- ④「地域協議会の指導」に関する要望の対応方針

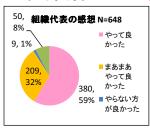
| 要望事項 | 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会の方針 |
|---------------------------|---|
| 活動の情報提供 | 〇引き続き事例紹介や本評価の結果を交えた情報提供を行う 平成21年度は、方部別研修会での県内や全国事例の紹介、東北6県の事例発 表会の県内開催などを行ったが、22年度は本評価における「事例検証」や「地域 の工夫事例」などを方部別研修会や広報紙で引き続き行っていく。 |
| 書類の書き方に ついての指導 | 〇希望する組織を対象とした勉強会(講義ではなく、質問形式) の企画を検討する 現在は中間指導時や研修会時に対応しているが、時間がなく不充分だとの意見 と考えられる。協議会側からの一方的説明でない機会を設けることが有効と考えられる。人員的な都合から全県下での実施は困難だが、できるところから対応したい |
| 経費の支出可否 の明確化 | 〇一般的な経費以外の支出基準の一律明確化は困難 一般的な経費の使途基準については、これは既に明確化しているが、相談の多い個別具体の経費については、地区事情により判断が分かれるため一律の明確 化はしない方が、地域の個性が発揮できると考える。本協議会の判断基準は、「本 対策目的に合致しているか」「その地域にとって効果が見込める経費か」「社会通 念上認められる経費か」程度である。判断に迷う場合は相談されたい。 |
| 市町村、県、協議 会の指導内容の 統一 | ○できる限り意志統一して指導にあたる 全県的な対応方針等については、県や市町村の担当者会議等で意見の交換を 密にしてしっかり意志統一したい。しかしながら、上記の個別具体な経費の支出基 準等について、各市町村の考え方の違い等もあり、全てを統一することはしない。 |

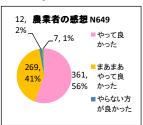
<参考データ>

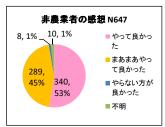
組織代表や活動参加者、市町村からの感想

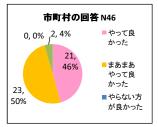
①事業に取り組んだ総括感想

組織代表、活動に参加した農業者、非農業者、市町村のいずれもやって良かったとする回答が90%以上であった









②地域協議会の指導に関する満足度

